(二)　寄港国の責任

(1)　加盟国の港に寄港する外国船舶は、この条約上の義務の遵守状況を検討するため、寄港国による検査の対象となることがある。当該検査は、原則として、海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書の審査に限る。有効な海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書が提示されない場合、この条約上の義務の不履行があると信ずるに足りる明白な理由がある場合並びにこの条約の義務の不履行に係る苦情がある場合等においては、一層詳細な検査を行うことができる。権限のある職員は、不備が認められる場合には、その是正をすべき期限を付して船長の注意を喚起する。この条約上の義務の重大な違反等に当たる場合には、権限のある職員は、船舶が出航しないことを確保するための措置をとり、その旨を旗国に通報するとともにあらゆる可能な努力を払う。（第5.2.1規則、A5.2.1基準及びB5.2.1指針関係）

(2)　船員は、この条約上の義務の違反に関する苦情を寄港した港における権限のある職員に報告することができる。船舶による条約上の義務の重大な違反等によって当該船舶を出航させない措置がとられる場合に該当せず、かつ、船舶内の段階で苦情が解決されない場合には、権限のある職員は、旗国に通報し、助言及び是正のための行動計画を提示するよう求める。その後においても苦情が解決されない場合には、寄港国は、権限のある職員による報告の写しを国際労働事務局長に送付する。（第5.2.2規則、A5.2.2基準及びB5.2.2指針関係）

(三)　加盟国は、船員の募集及び職業紹介並びに社会保障による保護に関するこの条約上の義務を履行する。（第5.3規則、A5.3基準及びB5.3指針関係）

7　付録

旗国が海上労働証書を発給する前に検査を行う事項、寄港国による検査の対象となる分野、海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書のひな形並びにそれらの記載の例を定めている。

条約

二千六年の海上の労働に関する条約をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年八月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第九号

二千六年の海上の労働に関する条約

前文

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、二千六年二月七日にその第九十四回会期として会合し、

既存の国際的な海上の労働に関する条約及び勧告に含まれる全ての最新の基準並びに他の国際的な労働に関する条約（特に次に掲げるものを含む。）において認められる基本的な原則を可能な限り含む一の整合性のある文書を作成することを希望し、

千九百三十年の強制労働条約（第二十九号）

千九百四十八年の結社の自由及び団結権保護条約（第八十七号）

千九百四十九年の団結権及び団体交渉権条約（第九十八号）

千九百五十一年の同一報酬条約（第百号）

千九百五十七年の強制労働の廃止条約（第百五号）

千九百五十八年の差別（雇用及び職業）条約（第百十一号）

千九百七十三年の最低年齢条約（第百三十八号）

千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約（第百八十二号）

適切な労働条件を促進する国際労働機関の中核的な任務に留意し、

千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言を想起し、

船員が国際労働機関の他の文書の規定の適用を受けること並びに全ての者に適用される基本的な権利及び自由として確立された他の権利を有することに留意し、

海運業の地球的規模の性質に鑑み、船員が特別の保護を必要とすることを考慮し、

改正された千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約及び改正された千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約に規定する船舶の安全、人間の安全保障及び船舶の管理の質に関する国際基準並びに改正された千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に規定する船員の訓練及び能力の要件に留意し、

千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約が、一般的な法的枠組みであって海洋における全ての活動をその枠内で実施しなければならないものを定め、かつ、海事部門における国内的、地域的及び世界的な行動及び協力の基礎として戦略的な重要性があること並びに同条約の完全性が維持される必要があることを想起し、

千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約第九十四条の規定が、特に自国を旗国とする船舶における労働条件、乗組み及び社会上の事項について旗国の責務及び義務を定めていることを想起し、

国際労働機関憲章第十九条8において、いかなる場合にも、総会による条約若しくは勧告の採択又は加盟国による条約の批准は、条約又は勧告に規定された条件よりも関係労働者にとって有利な条件を確保している法律、裁決、慣行又は協約に影響を及ぼすものとみなされてはならないと規定していることを想起し、